

令和8年5月25日

保護者 様

松山市立北久米小学校
校 長 檜垣 賢志

令和8年度 警報が出た場合の登校について【一部修正】

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと思います。

さて、標記の件について、令和8年5月29日から、気象警報などの名称や運用が大きく変わることを受け、下記のとおり対応を一部修正します。改めまして、警報が発表された場合のご理解とご協力をお願いします。

記

1 午前7時の時点で中予地方に「暴風警報、暴風雪警報」が出ている場合 または、北久米校区に「警戒レベル3高齢者等避難」が発令されている場合

○ 自宅で待機させてください。

- ① 午前11時までに警報が解除されたら、昼食を食べた後、1～3年生はその日の1・2時間目の時間割を、4～6年生は1～3時間目の時間割を用意して、午後1時までに集団登校をします。
集団登校の出発時刻はどの地域も、12時30分とします。遅れないように集合させてください。
- ② 午前11時を過ぎても警報が継続していたら、臨時休業とします。
臨時休業となった場合の翌日の授業は、臨時休業となった日の時間割です。

2 上記以外の警報（大雨、洪水、大雪等）が出ている場合

○ 原則として、登校します。

- ① 自宅待機する必要があると認められた場合は、学校から連絡します。（tetoru など）
- ② 保護者の方で危険と判断された場合は自宅で待機し、学校に連絡してください。

3 「特別警報」が発表された場合、または、北久米校区に「警戒レベル4避難指示」が発令された場合、身を守るために最善を尽くしてください。

○ 学校は、臨時休業とします。登校せず、直ちに命を守る行動をとってください。 学校にいるときは、校内で安全を確保し、身を守るために最善を尽くします。

4 登校後に警報が発表された場合

- 教師引率のもとで集団下校させます。
- 危険性が非常に高いと判断した場合は、保護者にお迎えをお願いする場合があります。

5 在校中に大地震が起こった場合（震度5強以上）

- 校舎内で日常生活が困難な場合、保護者の迎えのもとで下校させます。
- 電話回線の混乱等により連絡がつかない場合は、学校で待機させます。

（お願い）

- 警報等の情報については、「松山市防災ポータル」でご確認ください。
- 警報解除等についての学校への問合せの電話は、ご遠慮ください。（混線して緊急の連絡ができなくなるおそれがあります。）
- 急な帰宅時の対応などについて、お子様と話し合っておいてください。また、保護者の方に確実に学校から連絡がとれますようご配慮ください。
- 台風接近時のご家庭での過ごし方について、お子様と話し合っておいてください。
 - ・ 外出は控え、家の中で静かに過ごす。
 - ・ 増水した河川や危険な箇所には近付かない。 等